

【レンタルの中止、再開、開始、終了の目安基準について】(特自費レンタル含む)

☆福祉用具貸与は、利用者様への毎月の請求として、**半月請求**、**全(月)請求**、の2パターンあります。
その境目が15日と16日です。

例①) **15日以前**に何らかの理由でレンタルを**中断**したり、**終了**すると、その月は**半月請求**になります。
また、**16日以降月末まで**に中断や終了となると、**全請求**となります。

例②) 15日以前にレンタルを開始、再開すると、その月の請求は**全請求**となります。

16日以降月末までにレンタルを開始、再開すると、その月の請求は半月請求となります。

*特に自費のレンタルについても、保険レンタルと同様の考え方です。

仕入れ請求も半月請求が対応可能、利用者様への請求も半月請求が可能になります。

例③)CMさんから2日にレンタルを終了もしくは中断の連絡が来たら、前月末締めとし、前月で全請求で終了もしくは中断扱いとします。ですが、その連絡を受けた際に必ずCMさんに請求はどうしたらよいか確認してください。⇒前月末締めで全請求にするのか当月半
月分まで請求してよいのか、CMさんと合わせてください。

※レンタル開始初月に同月解約となった場合、通常なら半月請求となる期間でも全請求です。

○新規レンタル開始の場合：納品日もしくは利用者様の利用開始日(退院してレンタルを再開される場合は退院日)がレンタル開始日になります。

月末納品の場合は、上記表の【再開連絡が来たら】と同じ扱いになります。正確な開始日がわからないときは、営業さんにお聞きください。

デモレンタルについて：①デモ期間が**月末をまたぐ場合**は、デモ期間最終日からレンタル開始⇒翌月前半開始、全請求

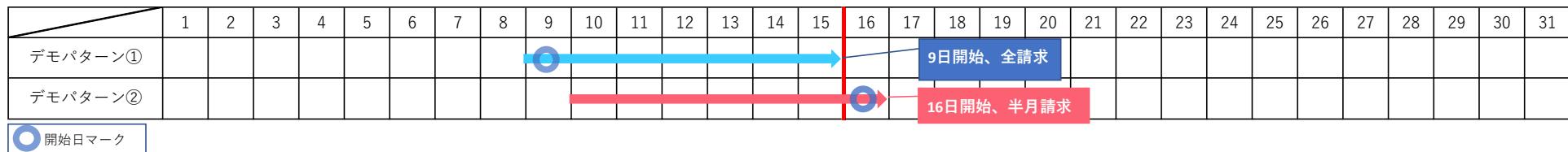
②デモ確認日が15日ならデモスタートの9日からレンタル開始⇒当月前半開始、全請求

デモレンタルを考えるとき、**9日と10日も境界線になるので気を付ける！！**

①9日デモ開始15日確認⇒全請求(さかのぼって9日開始)

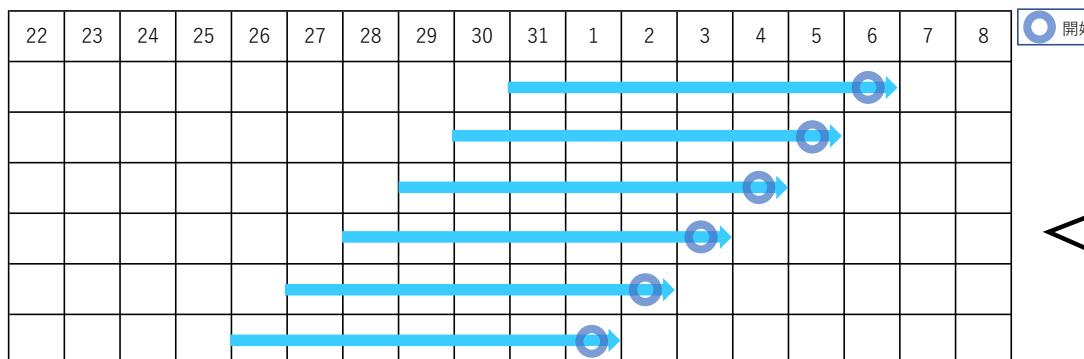
②10日デモ開始16日確認⇒半月請求(デモ確認日から開始)

※特殊寝台セットはデモなし。杖や歩行器はデモあり。



【デモレンタル：月末をまたぐ場合】

※月末が30日までの場合、
右図の日付が1日ずれます。



あくまで目安となるものであって、開始日についてはこちらが決めるのではなく**CMさんの意向に沿うことが優先です。**